

陳 情 文 書 表

令和 5 年 1 1 月 2 7 日 提出

番 号	令和 5 年 陳情第 3 号
件 名	今シーズンのメムロススキー場の営業に関する陳情
陳情の趣旨	<p>メムロススキー場は、昭和 46 年のオープン以来、十勝の中心的なスキー場であり、初心者から上級者まで多くの方に愛されるファミリーゲレンデとしてスキー・スノーボードの普及発展に大きな役割を果たしているものと認識をいたしております。</p> <p>このようなことから、メムロススキー場の営業中止は、スキー・スノーボーダーを始め、メムロススキー場を主な練習場としている競技者や資格受験者、町内外の小中高校のスキー授業などに対する影響は計り知れないものであり、また、メムロススキースクールが果たしてきた社会的な役割も大きく、一シーズンでも休校することは、メムロススキースクールの開校を待ち望んでいる多くの子どもたちの貴重なスキー・スノーボード学習の場を奪うものでもあります。</p> <p>つきましては、社会体育施設としてのメムロススキー場の重要性を再認識し、営業継続を最優先事項として捉え、今シーズンは、めむろ新嵐山株式会社に勤務する索道技術管理者をはじめとするスキー場運営に必要な職員を、町の会計年度任用職員として任用するなどし、町直営での営業を議会から求めるよう陳情します。</p>
陳情者の住所氏名	中川郡幕別町忠類錦町 4 2 7 番地 4 十勝スキー連盟会長 丸田 耕志
受付年月日	令和 5 年 1 0 月 2 4 日
備 考	